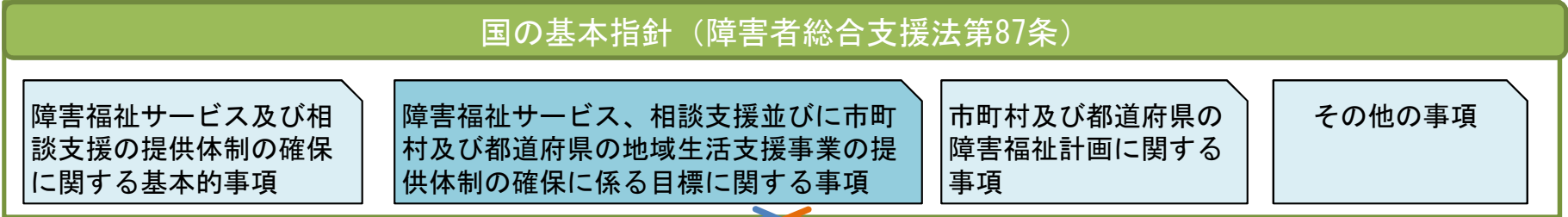
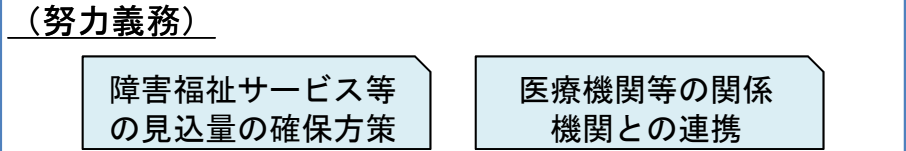
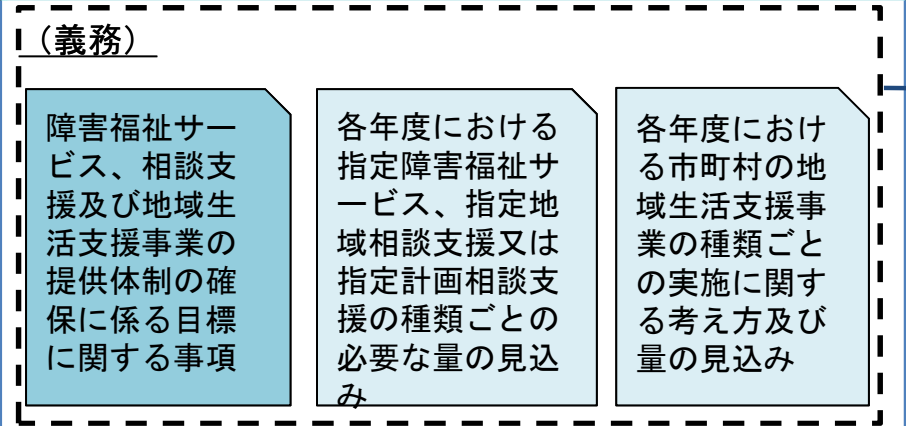


【基本指針の見直しに関する参考資料】

(参考1-1) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

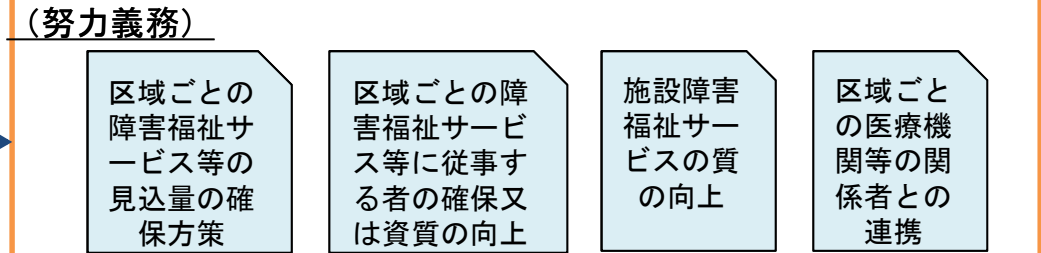
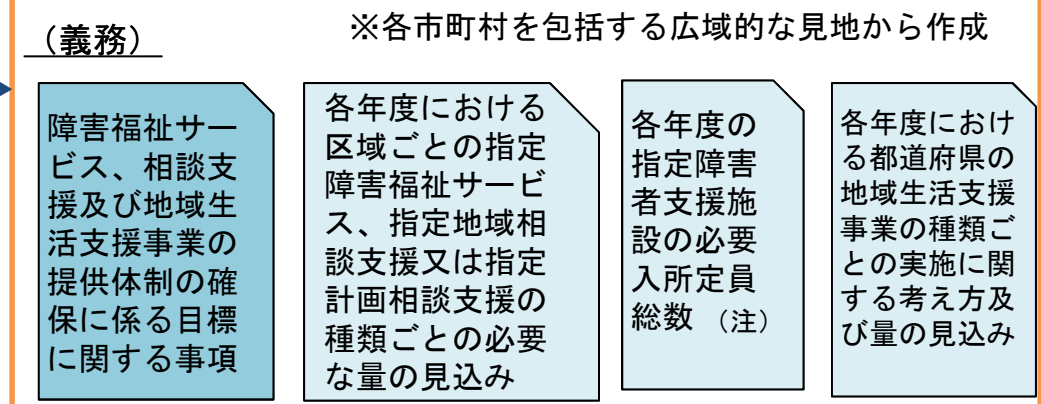


市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）



- (その他の事項)**
- ・計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
 - ・計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
 - ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）



- (その他の事項)**
- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

(注) 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

（基本指針に即して計画を作成）

↑（計画の提出）

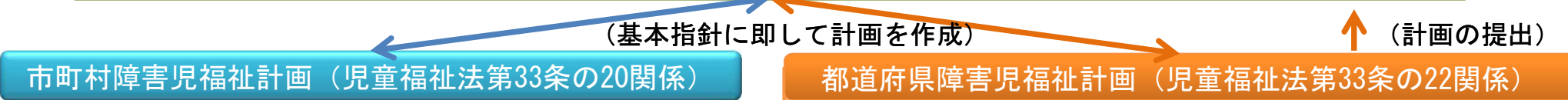
（都道府県
の
意見
を
聴
く）

（計画
の
提
出）

(参考1-2) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針（児童福祉法第33条の19）

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項
- その他の事項



市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20関係）

（義務）

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（努力義務）

- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
- 医療機関、教育機関等の関係機関との連携

（その他の事項）

- 計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- 計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

（義務）

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（注）
- 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（注）

（努力義務）

- 区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策
- 区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上
- 障害児入所支援の質の向上
- 区域ごとの医療機関、教育等の関係者との連携

（その他の事項）

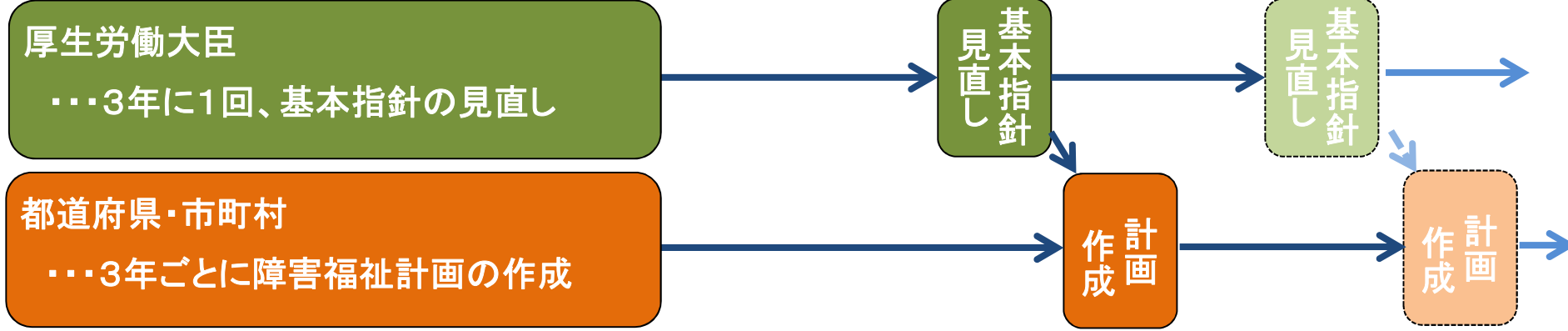
- 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注） 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害児入所施設、放課後等デイサービス等）

(参考2) 基本指針の作成スケジュール

○ 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第1期計画期間 18年度～20年度	第3期計画期間 24年度～26年度			第5期計画期間 30年度～32年度		
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成			障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画を作成		
第2期計画期間 21年度～23年度	第4期計画期間 27年度～29年度					
第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成					



(参考3) 基本指針の全体像と主なポイント

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

第一の一 基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 訪問系サービスの保障
- ② 日中活動系サービスの保障
- ③ GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④ 一般就労への移行等の推進

第一の三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

第二の一 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者増
- ・施設入所者減

第二の二 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ・退院率上昇（入院3ヶ月時点、1年時点）
- ・在院期間1年以上の者の退院者数増

第二の三 地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも1拠点整備

第二の四 福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設利用者の一般就労移行者数増
- ・就労移行支援事業利用者数増
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇

第三 障害福祉計画の作成に関する事項

〈活動指標：障害福祉サービス〉

〈活動指標：労働部局との連携〉

〈活動指標：相談支援〉

〈活動指標：障害児支援・障害児相談支援〉

第三の一 作成上の留意事項

- ・障害者等の参加
- ・地域社会の理解促進
- ・総合的な取組
- ・障害福祉計画作成委員会等の開催
- ・関係部局相互間の連携
- ・市町村・都道府県の連携
- ・障害者等のニーズ等の把握
- ・区域設定（都道府県）
- ・住民意見の反映
- ・他計画との関係
- ・定期的な調査、分析、評価及び必要な措置（頻回の活動指標確認、各年度中間評価、評価結果公表）

第三の二 市町村障害福祉計画

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点等の整備、圏域単位での見通し等
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第三の三 都道府県障害福祉計画

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、
- ・地域生活支援拠点の整備、市町村の支援等、圏域単位での見通し等
- ・障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・質の向上方策（研修、第三者評価、虐待防止）
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第三の四 障害児支援のための計画的な基盤整備

- ・地域支援体制の整備
- ・子育て支援に係る施策との連携
- ・教育との連携
- ・特別な支援が必要な児への支援体制の整備
- ・障害児通所支援等の一体的な方針策定

第三の五 その他

- ・計画作成時期
- ・計画期間等
- ・計画の公表

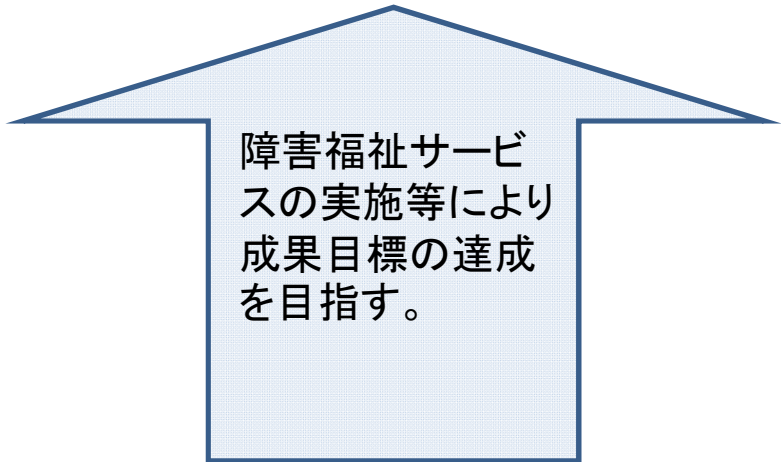
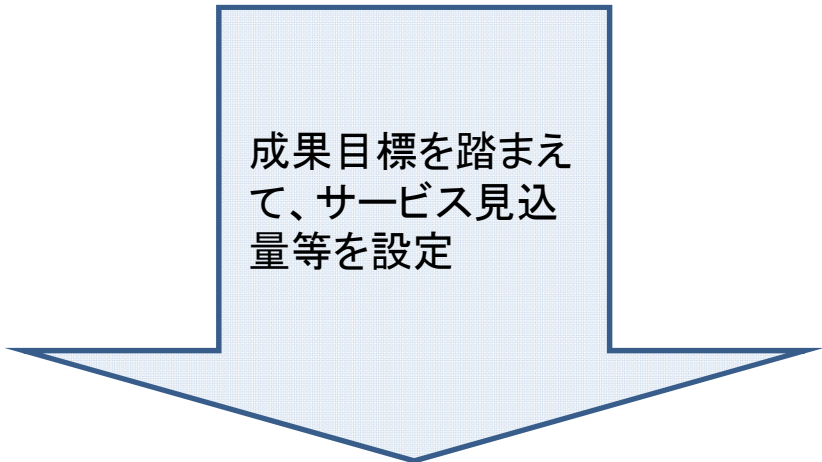
(参考4) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行

成果目標を設定



目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標

(参考5) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

(成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

- (都道府県・市町村)
- 生活介護の利用者数、利用日数
 - 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 - 共同生活援助の利用者数
 - 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
 - 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

- (都道府県・市町村)
- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 - 共同生活援助の利用者数
 - 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

- (都道府県・市町村)
- 就労移行支援の利用者、利用日数
 - 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

- (都道府県)
- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
 - 委託訓練事業の受講者数
 - 障害者試行雇用事業の開始者数
 - 職場適応援助者による支援の対象者数
 - 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数